



ひとりで悩まず、相談しよう！

(いやや！)

『消費者ホットライン☎188』

悪質商法や多重債務、製品事故など、消費生活に関するお悩みは、消費者ホットライン「188」(局番なし)に相談を。消費生活センターなどの相談窓口につながり、専門の相談員が助言や情報提供、あっせんなど、トラブル解決のためのサポートをします。

《たとえば、こんな困りごとについて(事例)》



(送りつけ商法)



(訪問購入)



(多重債務)



(心当たりのない請求)



相談は無料で秘密は守られるケロ！
早めに相談することが大事だケロ！

消費生活相談



(消費者庁イラスト集より出典)

消費者教育推進大使
県消費生活センター
キャラクター
“ケロちゃん”



←スマートフォンやパソコンからウェブ相談もできます。
受付は二次元コードからどうぞ。

◆～お知らせ～◆

置賜消費生活センターでは、消費者月間に合わせ、5月7日～16日まで置賜総合支庁1階ロビーにおいて、消費者啓発の展示を実施しております。ぜひご覧ください。



(写真はこれまでの展示等の様子)



被害にあわないために、 県消費生活センター公式SNSの活用を！



山形県消費生活センターでは、今、注意が必要な情報や消費者教育に関する情報など、幅広い世代に役立つ情報を、公式SNSでタイムリーに発信しています。

被害にあわないためにぜひ登録してください。



@yamagata_shohi



山形県消費生活センター
「ケロちゃん」



KEROCHAN_YAMAGATA



@589voosg

“山形県消費生活サポーター”募集中です！

「山形県消費生活サポーター」は、消費生活センターと地域を結ぶパイプ役として、消費生活センターからの情報を身近な人や地域・団体に伝えたり、地域の消費者被害などの情報を提供していただくボランティアです。満18歳以上で、県内で活動できる個人・団体であればどなたでも応募できます。

【活動の一例】

- 地区の回覧板などにセンターから送付される情報を回覧する
 - 一人暮らしの高齢者への「声かけ」や「見守り」をするなど
- ※自分にできる活動をお願いしています。



↑
詳しくは
こちらから

申込み・問い合わせは、山形県消費生活・地域安全課（電話 023-630-3237）までお願いします。

5月・6月の消費生活法律相談日

- 〔
● 5月 15日（木）
● 6月 12日（木）
〕

午後1時 30 分から

午後3時 30 分まで

弁護士が無料でアドバイスします。

事前予約が必要ですので、置賜消費生活センターまでお問合せ下さい。

置賜消費生活センター

〒992-0012

米沢市金池 7-1-50（置賜総合支庁 1 階）

《相談受付》月曜～金曜 9：00～17：00

《電話番号》0238-24-0999

消費者ホットライン188番も

ご利用ください

ホームページはこちらから→

